

## 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

	(ページ)
1．有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	2
3．業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 .....	4
4．有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 .....	5
5．株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	6
6．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	7

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請日の属する事業年度終了後3か月を経過した後となる場合            当該事業年度に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」(Q-Boardへの新規上場申請者にあつては、当該「上場申請のための有価証券報告書」及び翌事業年度の第1四半期における<u>四半期財務・業績の概況</u>を記載した書類)</p> <p>(3) Q-Boardへの新規上場申請者である場合において、次のa又はbに該当するとき            当該a又はbに規定する書類            a 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合            当該事業年度の第1四半期における<u>四半期財務・業績の概況</u>を記載した書面            b 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合            当該事業年度の第3四半期における<u>四半期財務・業績の概況</u>を記載した書面</p> <p>7～12 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請日の属する事業年度終了後3か月を経過した後となる場合            当該事業年度に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」(Q-Boardへの新規上場申請者にあつては、当該「上場申請のための有価証券報告書」及び翌事業年度の第1四半期における業績の概況を記載した書類)</p> <p>(3) Q-Boardへの新規上場申請者である場合において、次のa又はbに該当するとき            当該a又はbに規定する書類            a 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合            当該事業年度の第1四半期における業績の概況を記載した書面            b 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合            当該事業年度の第3四半期における業績の概況を記載した書面</p> <p>7～12 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 上場会社(Q - B o a r dの上場会社を除く。)</u>は、<u>第1四半期及び第3四半期における四半期業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。</u></p> <p>4 Q - B o a r dの上場会社は、第1四半期及び第3四半期における<u>四半期財務・業績の概況</u>を開示するものとし、当該開示は<u>当該四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、併せて開示しなければならない。</p> <p>9 <u>上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況について、併せて開示しなければならない。</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 Q - B o a r dの上場会社は、第1四半期及び第3四半期における業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、<u>第2条第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、併せて開示しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。) 及び第2項から第5項までのいずれかに該当した場合は、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。) 及び第2項から第4項までのいずれかに該当した場合は、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行</p>

うものとする。

3 (略)

平成13年10月1日改正付則

1・2 (略)

3 改正後の第2条第8項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第14条の規定は、平成14年3月1日以降に終了する事業年度の会社から適用する。

4 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。

2 改正後の第2条第3項の規定は、平成15年4月1日以降に開始する事業年度の会社から適用する。

3 改正後の第2条第9項の規定は、平成15年3月1日以降に終了する事業年度の会社から適用する。

4 改正後の第2条第3項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第14条の規定は、平成16年4月1日以降に開始する事業年度の会社から、改正後の第2条第9項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第14条の規定は、平成16年3月1日以降に終了する事業年度の会社から、それぞれ適用する。

うものとする。

3 (略)

平成13年10月1日改正付則

1・2 (略)

3 改正後の第2条第6項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第14条の規定は、平成14年3月1日以降に終了する事業年度の会社から適用する。

4 (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の売買単位)</p> <p>第12条の3 規程第15条第1号ただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第8項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。</p>	<p>(株券の売買単位)</p> <p>第12条の3 規程第15条第1号ただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第6項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5. 第3条（新規上場申請手続）第6項関係            (1)～(3)（略）            (4) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の3の規定は、第2号及び第3号の規定による四半期財務・業績の概況を記載した書類の提出について準用する。この場合において、当該四半期財務・業績の概況を記載した書類に掲げる四半期財務諸表等につき公認会計士等による意見表明のための報告書を添付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。</p>	<p>5. 第3条（新規上場申請手続）第6項関係            (1)～(3)（略）            (4) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の2の規定は、第2号及び第3号の規定による四半期における業績の概況を記載した書類の提出について準用する。この場合において、当該業績の概況を記載した書類に掲げる四半期財務諸表等につき公認会計士等による意見表明のための報告書を添付するものとする。</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4. 第5条（Q - B o a r dへの上場審査）関係            (1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。            a 第1号関係                (a)～(d) (略)                (e) 新規上場申請者が、<u>四半期財務・業績の概況を、適時、適切に開示することができる状況にあること。</u>            b・c (略)            (2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。</p>	<p>4. 第5条（Q - B o a r dへの上場審査）関係            (1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。            a 第1号関係                (a)～(d) (略)                (e) 新規上場申請者が、<u>四半期における業績の概況を、適時、適切に開示することができる状況にあること。</u>            b・c (略)            (2) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第1条の2（投資単位の引下げに係る努力等） 第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第8項の規定に基づき開示された内容、取締役会で決議された投資単位の引下げに関する方針及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>2. の2 第2条（会社情報の開示）第3項関係</p> <p><u>第3項に規定する「四半期業績の概況」とは、当該四半期における上場会社の経営成績の進捗状況及び財政状態の変動状況に係る情報をいうものとし、その開示は、その開示資料に、次のa及びbに掲げる事項を記載することを要するものとする。</u></p> <p>a <u>当該四半期における当該上場会社の属する企業集団（当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社。以下この2. の2において同じ。）の売上高又はこれに相当する事項（以下この2. の2において「売上高等」という。）及びその補足説明並びに売上高等の会計処理の方法が、最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、最近事業年度）における認識の方法と異なる場合にはその旨及びその内容</u></p> <p>b <u>当該四半期において当該上場会社の属する企業集団の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事実が生じた場合には、その概要</u></p>	<p>1. 第1条の2（投資単位の引下げに係る努力等） 第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第6項の規定に基づき開示された内容、取締役会で決議された投資単位の引下げに関する方針及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>2. の3 第2条（会社情報の開示）第4項関係</p> <p>(1) 第4項の規定に基づく<u>四半期財務・業</u></p>	<p>2. の2 第2条（会社情報の開示）第3項関係</p> <p>(1) 第3項の規定に基づく<u>第1四半期及び</u></p>

績の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書。以下「四半期財務諸表」という。）を記載することを要するものとする。

(2)・(3) (略)

#### 2. の4 第2条（会社情報の開示）第9項関係

第9項の規定に基づく上場株券の発行者のコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況の開示に当たっては、次のaからcまでに掲げる事項を記載することを要するものとする。

a 当該発行者の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

b 当該発行者と当該発行者の社外取締役（商法第188条第2項第7号の2に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第18条第5項第1号に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

c 当該発行者のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間（最近事業年度の末日からさかのぼって1か年）における実施状況

#### 2. の5 第4条（開示内容の変更又は訂正）関係

第1項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第2条又は第3条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出

第3四半期における業績の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でないQ - B o a r dの上場会社にあつては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書。以下「四半期財務諸表」という。）を記載することを要するものとする。

(2)・(3) (略)

(新設)

(新設)

書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)～(5) (略)

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからcまでに定める場合の区分に応じ当該aからcまでに定めるところにより行うものとする。

a (略)

b 第2条第4項に該当した場合

四半期財務・業績の概況の開示に係る資料に掲げる四半期財務諸表につき公認会計士等による2.の3(3)の規定に基づく意見表明のための報告書

提出を受けた後直ちに

この場合において、Q-Boardの上場会社は、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

c (略)

(7) (略)

10. 第9条（株主への発送書類の提出）関係

(1) 第9条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a (略)

b 前aに添付される商法第281条第1項各号に掲げる書類及び監査報告書並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の2に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c～e (略)

(2) (略)

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)～(5) (略)

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからcまでに定める場合の区分に応じ当該aからcまでに定めるところにより行うものとする。

a (略)

b 第2条第3項に該当した場合

四半期における業績の概況の開示に係る資料に掲げる四半期財務諸表につき公認会計士等による2.の2(3)の規定に基づく意見表明のための報告書

提出を受けた後直ちに

この場合において、Q-Boardの上場会社は、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

c (略)

(7) (略)

10. 第9条（株主への発送書類の提出）関係

(1) 第9条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a (略)

b 前aに添付される商法第281条第1項各号に掲げる書類及び監査報告書並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第21条の2に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c～e (略)

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。
- 2 平成17年3月30日までに終了する事業年度における改正後の2.の2に規定する開示については、企業集団の売上高等の開示に代えて、当該上場会社の売上高等の開示とすることができるものとする。

別添 四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準

本所は、Q - B o a r dの上場会社（以下「会社」という。）が行う四半期財務・業績の概況の開示の適時性を確保するとともに、当該開示に係る四半期財務諸表に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. ~ 6. （略）

別添 四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準

本所は、Q - B o a r dの上場会社（以下「会社」という。）が行う四半期における業績の概況の開示の適時性を確保するとともに、当該開示に係る四半期財務諸表に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. ~ 6. （略）